

第10章 林 野 庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法において、森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮が基本理念とされるときともに、森林・林業基本計画において、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進が方向付けられたこと等を受け、

① 森林を重視すべき機能に応じた森林区分（「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」）に対応した森林整備を目的とするもの

② 森林整備の担い手である山村地域の定住基盤の整備その他の各森林の区分にわたる森林整備等を目的とするもの

に再編する。

また、国民にわかりやすい形の事業体系の下で、造林事業と林道事業を一体化し、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することになっている。

具体的には、重視すべき森林の機能に応じた整備を行う「森林環境保全整備事業」と、3区分に共通な基幹的な林道の整備と森林整備を行う「森林居住環境整備事業」に再編している。

(2) 再編後の事業内容

ア 森林環境保全整備事業

森林・林業基本法に基づく「重視すべき機能」に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する事業である。

(ア) 水土保全林整備事業

ダム上流域等の「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な林道を整備する。

a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林

における森林整備法人、地方公共団体による森林整備と必要な路網整備を実施する。

b 流域公益保全林整備事業

流域における水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るための森林整備と必要な路網整備を実施する。

(イ) 共生林整備事業

「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する事業である。

a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備とアクセス道の整備を実施する。

b 絆の森整備事業

市民参加の下での里山林等の整備、野生生物の生息環境保全に資する森林整備とこれに必要な林道整備を実施する。

(ウ) 資源循環林整備事業(流域循環資源林整備事業)

「資源の循環利用林」を対象に、林道・作業道の一体的整備により、機械化を踏まえた高密度の路網整備を推進するとともに、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進する事業である。

(エ) 機能回復整備事業

森林の基本的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備を実施す

る。

d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施する。

e 林道改良事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業(フォレスト・コミュニティ総合整備事業)

林業就業者の多くが居住する山村地域において、用排水施設等生活基盤の整備、自然エネルギー活用施設等の整備を行うとともに、森林、山村、都市を結び、森林整備の土台となる骨格的林道の整備、

都市部を含む居住地周辺の森林整備等を実施する事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業(略称)は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から舗装事業を実施する事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

林道の機能向上を図り、農山村地域の環境の改

表1 平成14年度森林整備事業予算

(単位：千円)

区 分	事 業 費	国 費
森林環境保全整備事業	194,943,754	69,969,000
森林環境保全整備事業調査費	137,862	137,862
森林環境保全整備事業費	194,805,892	68,910,138
水土保全林整備事業	109,464,256	37,136,000
公的森林整備推進事業	25,443,436	8,703,000
流域公益保全林整備事業	84,020,820	28,433,000
共生林整備事業	6,701,621	3,127,138
森林空間総合整備事業	3,653,992	1,698,138
絆の森整備事業	3,047,629	1,429,000
資源循環林整備事業	65,481,328	22,918,000
(流域循環資源林整備事業)	65,481,328	22,918,000
機能回復整備事業	13,158,687	5,729,000
保全松林緊急保護整備事業	4,650,003	2,285,000
特定森林造成事業	2,729,602	900,000
被害地等森林整備事業	961,415	311,000
森林災害等復旧林道開設事業	150,000	75,000
林道改良事業	4,667,667	2,158,000
後進地域補助率差額		921,000
農免林道整備事業	7,450,000	3,489,000
峰越連絡林道事業	340,000	170,000
林道舗装事業	7,110,000	3,253,000
後進地域補助率差額		66,000
森林居住環境整備事業	83,505,703	45,535,000
(フォレスト・コミュニティ総合整備事業)	83,505,703	42,103,000
後進地域補助率差額		3,432,000
合 計	285,899,457	118,993,000

(注) 補正予算を含む。

善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため
既設林道を舗装する事業である。

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出
及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林
道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平
成14年度末現在の復旧進捗は、12年災は100%完了、
13年災は98%、14年災は83%であって、これに要した
国費は表2のとおりである。

表2 14年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

区 分	(単位：千円)		
	全 国 費 (改 国 費)	14年度国費	14年度まで 国費累計
12年災	10,998,716	274,629	10,998,716
13年災	10,991,957	2,541,325	10,730,365
14年災	8,990,667	7,431,771	7,431,771

なお、14年の被害額は143億6,396万円で、その内訳
は表3のとおりである。

表3 14年災内訳

主 な 災 害 名	(単位：千円)	
	箇 所 数	被 害 額
融 雪 災	40	199,453
豪 雨 災	666	1,456,694
梅 雨 災	485	1,382,859
台 風 災	4,553	10,764,475
その他災害	16	560,476
合 計	5,760	14,363,957

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもの
で、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、
被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止
を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の
伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び
作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を
図る事業である。平成14年度の補助実績は487百万円
となっている。

4 間 伐 対 策

健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、
平成12年度から5カ年間で150万haの森林を緊急かつ
計画的に整備する「緊急間伐5カ年対策」を実施して
おり、市町村との協定に基づく最長45年生までの間伐
や防災の観点から治山事業による間伐、公共事業等へ
の間伐材利用の促進、間伐実施に必要な路網及び林業

機械の一体的な整備等の総合的な取組を推進している。

ア 計画的な間伐実施（緊急間伐5カ年対策）

- ① 特定間伐等の実施と路網の整備
- ② 防災機能を高める間伐の推進

イ 間伐材等利用促進対策

- ① 加工流通施設等の整備
- ② 公共事業等への利用、技術開発の推進
- ③ 木造施設の整備促進及び普及啓発

ウ 緊急間伐推進の条件整備

- ① 緊急間伐推進のための条件整備

表4 14年度間伐対策予算

(単位：百万円)	
	国 費
計画的な間伐実施（緊急間伐5カ年対策）	42,291
間伐材等利用促進対策	3,180
緊急間伐推進の条件整備	1,803
計	47,274

- ② 間伐推進体制の整備

- ③ 間伐推進に関する普及啓発

5 森林整備の促進

森林林業を巡る厳しい状況の中で、森林所有者自らの
造成・整備が困難となっている森林の整備を促進し、
また公益的機能を高度に発揮し得る多様な森林を整備
するため、平成14年度においては、次の事業に対し、
総額13,032万円を助成した。

ア 分収林整備高度化事業

森林所有者自らの整備が困難になっている森林
について、所有者に対する分収方式による森林整
備の働きかけ、分収林の長伐期化等に必要な調査、
森林整備に係る費用負担者の募集等を通じた国民
参加の森林づくり等を行う事業に対し助成した。

イ 施業受委託促進事業

森林所有者の経営意欲が大きく低下し、所有者
自らの森林造成が困難となっていることから、森
林組合等が施業を受託する場合に必要な短期
運転資金の借入金利子について助成した。

ウ 花粉症特別対策事業

都市周辺の花粉発生量の多い森林において、雄
花着花量に着目した抜き伐り、枝落とし等の実施
について助成した。

6 緑資源公団事業

ア 水源林造成事業

緑資源公団が分収林特別措置法（昭和33年法律第
57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者

となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2／3を出資金、残り1／3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成14年度においては、新植面積4,952ha、下刈4万7千ha、除伐2万ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成14年度末までの新植面積累計は43万haである。また、既植栽地において、複層林50haを整備した。

なお、分収造林契約の分収割合はおおむね公団50、造林地所有者40、造林者10となっている。

イ 大規模林業圏開発林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金等で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成14年度においては、31路線、延長36kmを実施し、昭和48年度開始以来平成14年度末までに、全体計画32路線、延長2,162kmのうち延長1,207kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の指定地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業。

平成14年度においては、1地区において全体実施設計を行った。

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成10年には、森林整備のための市町村の役割が強化され、民有林が存する全ての市町村が森林に係る総合計画である市町村森林整備計画を策定することとなった。

また、平成12年度施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）により、地域森林計画の樹立及び変更については、従来、都道府県が国の機関として行う機関委任事務であったものが自治事務とされた。

さらに、平成13年の森林法改正により、森林の有する多面的機能を持続的に発揮することを目的として

- (1) 公益的機能別施業森林に関する項目等の追加
 - (2) 森林施業計画の作成主体の追加及び認定要件の見直し
 - (3) 伐採届出制度の拡充
- が行われた。

現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備の推進に関する基本的事項を定めた「全国森林計

表5 平成14年度緑資源公団事業予算

(単位：百万円)	
水源林造成事業	53,719
国 費	40,019
政府出資金	30,535
国庫補助金	8,711
政府補給金	773
財投借入金	11,700
財投機関債	2,000
大規模林業圏開発林道事業	19,573
国庫補助金	17,773
財投借入金	1,300
財投機関債	500
特定中山間保全整備事業	24

(補正後の金額)

画」(森林法第4条)、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」(森林法第5条)、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「地域別の森林計画」(森林法第7条の2)、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」(森林法第10条の5)からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長の認定を求める「森林施業計画」(森林法第11条)等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成8年12月17日に策定(閣議決定)され、平成13年10月26日に変更(同)された、平成9年4月1日から平成24年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

- a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林整備の推進を図る。
- b 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。
- c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

- a 森林の整備の目標その他森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、区分ごとの森林整備の推進方向を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達すべき森林資源の

状態及び林道整備率(表6)を定めた。

表6 森林整備の目標

区 分	(単位:面積千ha,蓄積m ³ /ha)	
	現 況	計 画 期 末
育成単層林面積	10,434	10,159
育成複層林面積	675	1,585
天然生林面積	14,092	13,373
森林蓄積	139	179
林道整備率%	44	64

(注)1 現況については平成7年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

- b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に、施業実施に当たっての技術指針、森林の保護・管理の方針を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積(表7、8)を定めた。

表7 伐採立木材積

計 画 量	(単位:百万m ³)		
	総 数	主 伐	間 伐
	460	266	194

表8 造 林 面 積

計 画 量	(単位:千ha)	
	人工造林	天然更新
	845	1,353

- c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めた。

- d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量(表9)を定めた。

表9 林 道 開 設 量

計 画 量	(単位:千km)
46.7	

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出の方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

- e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の実施のための条件整備を

図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業の機械化の促進及び流通・加工体制の整備等についての取組の方向を明らかにした。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めた。

g 保安施設に関する事項

公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び保安施設事業を実施することとし、保安林の指定計画面積及び保安施設事業の計画量（表10、11）を定めた。

表10 保安林の指定面積

総 数	(単位：千ha)		
	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健・風致の保存等のための保安林
1,661	1,044	447	169

(注) 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

表11 保安施設事業

計画量	(単位：保安林整備：千ha、保安施設：百箇所)	
	保安林の整備	保安施設
	594	384

また、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林についての整備の方針を明らかにした。

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めた。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められた森林計画区ごとに、

- ① 機能別の森林の所在及びその整備の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向等を明らかにするものである。

平成13年には、7月の森林法改正により、全国158の森林計画区のうち127森林計画区で地域森林計画の一斉変更が行われるとともに31森林計画区で地域森林計画が樹立された。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流通管理システムを民有林・国有林の調整の下に一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法の改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村長へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後

の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
 - ② 森林施業の共同化の促進、林業従事者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項
- 等を明らかにすることとされている。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採及び造林の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、一団の森林の森林所有者等が、市町村の長の認可を受けて、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関して協定を締結する施業実施協定制度が措置されている。

2 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第九次治山事業七箇年計画

災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりを基本方針とする、第九次治山事業七箇年計画（総額3兆7,700億円、うち治山事業2兆円、計画期間平成9～15年度）に基づき、14年度は、その6年度目として、当初2,654億円、補正733億円をもって事業を実施した。

進捗率は117.9%である。（国有林治山事業を含む。）

表12 第九次治山事業七箇年計画の実績

（単位：億円）			
区 分	第九次七箇年 計画額	14年度末 実績	進捗率
治山事業	20,000	23,576	117.9%

（注）国有林治山事業を含む。

イ 事業実施の概要

14年度の民有林治山事業は、当初で事業費2,344億475万円（前年当初比82.5%）国費1,279億3,500万円（前

年当初比83.8%）（表13）補正で事業費255億6,700万円、国費129億2,000万円をもって実施した。

表13 平成14年度民有林治山事業予算

		（単位：千円）	
事 項	事業費	国 費	
直轄治山事業費	9,540,608	7,204,000	
直轄地すべり防止事業費	5,398,795	4,219,000	
治山事業調査費	91,710	91,710	
治山事業費補助	118,356,671	56,171,290	
山地治山	89,478,227	44,601,290	
復旧治山	62,837,633	31,351,290	
予防治山	26,368,863	13,159,000	
治山施設修繕統合補助	271,731	91,000	
保安林整備	26,269,681	10,290,000	
保安林改	9,577,678	4,700,000	
保安林買入	16,393,398	5,490,000	
保安林管理道整備	298,605	100,000	
保安林整備治山事業費補助	2,608,763	1,280,000	
水土保全整備治山事業費補助	63,377,328	31,766,000	
水土保全治山	25,687,349	12,948,000	
水源地域整備	30,999,885	15,400,000	
防災林造成	3,790,858	1,860,000	
治山等激甚災害対策特別緊急	2,899,236	1,558,000	
治山激甚災害対策特別緊急	294,018	158,000	
火山治山激甚災害対策特別緊急	2,605,218	1,400,000	
地すべり激甚災害対策特別緊急	0	0	
共生保安林整備事業費補助	18,677,569	9,274,000	
国有林野内治山事業費補助	1,548,068	780,000	
地すべり防止事業費補助	17,414,003	8,678,000	
地すべり防止	17,240,003	8,620,000	
地すべり防止施設修繕統合補助	174,000	58,000	
後進地域特例法適用団体補助差額	0	9,751,000	
合 計	234,404,752	127,935,000	

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、直轄地すべり防止事業は、継続10地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、治山事業積算基準等分析調査及び森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図るため、復旧治山事業に重点をおきつつ積極的に実施した。

また、地方分権の観点から、治山施設修繕事業を統合補助事業として推進した。

b 保安林整備

保安林整備については、森林所有者による森林整備が期待できない森林であって、過密化し、表土の流出による崩壊等が発生するおそれのある水土保全機能の著しく低下した保安林について、機能回復を図るための本数調整伐、複層林への誘導・造成等の森林整備を重点的に推進した。

c 保安林管理道整備

保安林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、事業対象区域を拡大し、水土保全機能の低下した保安林において本数調整伐等の森林整備を実施する地域についても治山事業の効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資するため保安林管理道の整備を計画的に実施した。

d 水土保全治山

次の事業について積極的に実施した。

- (a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土砂流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続153地区、新規32地区について実施した。
- (b) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒廃地等の復旧整備及び土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続4地区において実施した。
- (c) 森林土木効率化等技術開発モデル事業は、新技術を活用した低コスト工法等の開発、普及に資するため継続3地区において実施した。
- (d) 林地荒廃防止事業については、特殊土壌地帯等において、風倒木等に起因する山地災害の未然防止を重点に置き実施した。

e 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

- (a) 水源森林総合整備事業は、ダム上流等の水資源確保上重要な森林において、林床植生の整備等による森林整備と水土保全施設の設置等を行い、森林の保水力の向上と土砂流出の抑制に資するため、継続150地区、新規31地区について実施した。
- (b) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象とし、荒廃森林の整備、治山施設の設置等を一体的に行い、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続54地区、新規21地区について実施した。
- (c) 森林水環境総合整備事業は、荒廃森林や水質保全施設とともに、地域の生態系を重視した溪畔森林等の整備を一体的、総合的にを行い、良質な生活用水の確保・保全と併せ保健休養にも資するため、継続41地区、新規8地区について実施した。

f 防災林造成

防災林造成事業については、なだれ・土砂流出による被害を防止するための森林造成に重点を置き実施した。

g 治山等激甚災害対策特別緊急

治山等激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島嶼地区（東京都）の継続1地区において、早期復旧と民生の安定を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

h 共生保安林整備

次の事業について積極的に実施した。特に、生活環境保全林整備事業と自然環境保全治山事業において、防災対策と併せて身体障害者や高齢者等の利用にも配慮した施設等の整備を積極的に実施した。

- (a) 生活環境保全林整備事業は、市街地等の周辺に存する水源かん養保安林等を対象として、森林による良好な生活環境の保全・創出を図るため、継続85地区、新規22地区について実施した。
- (b) 自然環境保全治山事業は、自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮し、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、継続17地区、新規4地区について実施した。
- (c) 環境防災林整備事業は、都市周辺の山麓部等において、山地災害の防止に加え、災害緩衝地としての役割を果たすとともに、緑豊かなうるおいのある環境の形成に寄与する、森林の防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林の整備等を実施した。
- (d) 海岸防災林造成事業は、飛砂害・潮害の防止に重点を置き実施した。
- (e) 防風林造成事業は、風害の防止を重点に置き実施した。
- (f) 環境保全技術開発モデル事業は、自然環境の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及を図るため、継続2地区について実施した。

i 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

j 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

また、地方公権の観点から、地すべり防止施設修繕事業を統合補助事業として推進した。

(2) 保安林制度

森林は木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林を適正に保全・管理することを通じて、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備については、保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)に基づき農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって着実に推進され、14年度末現在における保安林面積は、実面積で9,201千haと我が国の森林面積の約4割、国土面積の約2割を占めるに至っている。

しかしながら、最近における国土の開発、都市化の進展に伴い、山地災害の発生の危険性が高まっているほか、より小規模な山地災害の防備の必要性も増大してきており、さらに、良質な水の安定的確保、身近な緑保全等に対する国民的要請は益々高まりをみせている。

これらの保安林に係る諸情勢を踏まえ、保安林の整備を緊急かつ計画的に進める必要があるため、平成6年4月に保安林整備臨時措置法の有効期限を15年度末まで延長し、これに基づいて全国の218流域ごとに定める第5期保安林整備計画を6年度から4年間で策定、同計画に基づき計画的な保安林の整備を推進している。

さらに平成13年においては、森林及び林業を巡る情勢の変化を踏まえ、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)が改正され、森林の多面的機能の発揮を重

表14 保安林の種類別面積(平成14年3月31日現在)

(単位: 千ha)

所有形態	国有林	民有林	総数	対全保安林比率(%)
保安林種				
水源かん養保安林	3,498	3,162	6,660	(72.4)
土砂流出防備保安林	797	1,353	2,150	(22.8)
土砂崩壊防備保安林	18	36	54	(0.6)
1～3号保安林小計	4,312	4,551	8,864	(95.7)
飛砂防備保安林	4	12	16	
防風保安林	23	33	56	
水害防備保安林	0	1	1	
潮害防備保安林	5	8	14	
干害防備保安林	37	53	90	
防雪保安林	0	0	0	
防霧保安林	9	50	59	
なだれ防止保安林	5	15	20	
落石防止保安林	0	2	2	
防火保安林	0	0	0	
魚つき保安林	8	23	31	
航行目標保安林	1	0	1	
保健保安林	336	327	663	
風致保安林	13	14	27	
4号以下保安林小計	440	539	979	(4.3)
総数	4,752	5,090	9,842	
(実面積)	(4,437)	(4,764)	(9,201)	(100)
国土面積に対する比率	(11.7)	(12.6)	(24.3)	
全国森林面積に対する比率	(17.6)	(18.9)	(36.6)	
所有別森林面積に対する比率	(56.6)	(27.5)	-	

- (注) 1 各保安林種の面積は他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上
 2 合計欄の()は、重複面積を差し引いた実面積である。
 3 表中の比率は、実面積比である。
 4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。
 5 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
 6 国土面積、全国森林面積は平成7年3月31日現在のものである。

視した森林の整備を推進することとしたところである。これらを踏まえ保安林については、森林・林業基本計画において、森林の保全の確保のため、①保安林の指定の計画的推進、②保安林の指定施業要件の見直しを行うこととし、第5期保安林整備計画の変更を行ったところである。

14年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定・解除

第5期保安林整備計画においては、保安林の質的整備ときめ細かな配備を行うこととしているほか、新たな崩壊地等で、治山事業を施行する箇所等の指定調査及び有効期限満了になった保安施設地区についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施した。

イ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

ウ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、14年度は、約3.8億円の損失補償金を交付した。

エ 民有保安林の買入れ

国土保全上重要な水源かん養保安林等で、国が取得し、整備・管理を行う必要があると認められるものについては、保安林整備計画に基づき買入れを行うこととしている。

3 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 採取源整備運営事業

(ア) 普通母樹林等整備運営事業

造林事業の円滑な推進を図るためには、優良な種苗を安定的に供給することが極めて重要で

あることから、林業種苗法に規定する指定採取源である普通母樹林の巡視・指導・結実状況調査を行う。

また、採種園で採取した種子に発芽率の大幅な低下が見られ、これはカメムシが採種木の球果に加害することが原因であり、発芽率の高い優良な種子を確保し優良苗木の生産に資するため、球果への袋掛によるカメムシ防除を行う。

一方、優良種子は、形質の良好な母樹から採取することが必要であり、このため粗悪品を排除（種子採取は、事業期間が短いこと、採取、調整に技術を要する。）する必要から種子採取を行う。

さらに、種子の計画的生産のため、育種母樹林の着果結実を促進する、ジベレリン処理と、近年、大きな社会問題となっているスギ花粉症対策として、花粉の少ないスギ品種等からの積極的な種穂の採取を行う事業である。14年度は補助金額3,935万9千円で実施した。

(イ) 広葉樹母樹林整備運営事業

森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な森林整備の推進が要請されており、森林造成の基礎資材である優良種苗についても、これらの情勢に対応した供給体制の整備を図る必要がある。

このため、これまでの針葉樹に加えて、広葉樹の優良種苗を、円滑かつ安定的に生産・供給するための採取源の適切な整備・運営を推進することとし、広葉樹母樹林の巡視・指導・結実状況調査を行うとともに、広葉樹の優良な林分における種子採取に適した樹木について調査し、広葉樹母樹林として指定し、標柱等の設置を行う。

また、既指定広葉樹母樹林の標柱等の設置を行う事業である。14年度は補助金額230万円で実施した。

イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畑調査を行う。

また、林業用種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、環境緑化木の需要に対して的確な供給を確保するためには、生産の安定と流通の円滑化を図る必要があることから、都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う。

さらに、スギ花粉の発生抑制に資する対策として、花粉の少ないスギ品種等の普及対策を行う事業である。14年度は補助金額306万円で実施した。

ウ 多様な優良種苗木生産体制整備推進事業

多種多様な苗木の安定的な供給を推進するため、種苗木生産の省力化を図り、雇用労働力の確保難を緩和するため、苗木生産マニュアルの作成、講習会の開催、コンテナ苗木生産施設の整備、出荷施設の整備及び抵抗性マツの供給を図る生産施設の整備を行う。

また、コンテナの大規格苗は、雑草との競合や育林コストの面での利点から樹下植栽への使用が望ましく、積極的な活用を図る必要があり、大規格コンテナ苗木生産体制の整備を推進するため、検討会の設立・開催、施設の整備、モデル事業を行う。

さらに、優良なマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗木の生産に必要な、マツノザイセンチュウの培養・接種技術研修の実施と、広葉樹林整備等に資するため広葉樹等コンテナ苗木の生産技術改良の事業を行う事業である。14年度は補助金額1,539万8千円で実施した。

エ 苗木生産広域流通安定対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗木生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進及び苗木生産後継者の育成等を総合的に行う事業である。14年度は補助金額565万4千円で実施した。

オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林について指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償している。14年度は1,165万円を補償した。

4 緑化推進対策事業の展開

近年、森林・自然体験活動や奉仕活動への参加意向を有する国民の増加を背景に、森林づくり活動を行うボランティア団体が大幅に増加しており、こうした国民参加による活動を促進し、多面的機能を有する森林の整備・保全を、林業関係者の努力のみならず、社会全体で支えていくという国民意識の一層の醸成に資するため、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」第16条において「国は国民等が行う自発的な緑化活動等を促進するための施策を講ずる。」旨新たに規定された。

このため、緑化推進対策事業においては、全国植樹祭・全国育樹祭や緑の募金活動など国土緑化運動の展開等と併せ、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動を一層促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及、

学校林の整備・活用などの森林環境教育等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進している。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成14年度においては、山形県金山町で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両殿下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成14年度においては、佐賀県嬉野町で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、国民各層に対し募金を働きかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に緑の募金運動が、(社)国土緑化推進機構及び各都道府県緑化推進委員会によって、緑の募金運動が展開されており、平成14年の募金額は、約25億円となった。

ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により200億円の基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に設置されており、毎年予算の範囲内で事業が行われている。平成14年は、107百万円の助成した。

エ 地球温暖化防止のための緑づくり国民活動推進事業

地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を有する森林の整備・保全は社会全体で支えるという国民意識を醸成することを目的に、緑化推進の啓発、森林ボランティアなど広範な国民による植樹

活動等を促進するため、平成14年度において下記の事業に対して510百万円を助成した。

(ア) 普及啓発活動の展開

- ① 国土緑化運動の中心的な役割を果たす全国植樹祭、全国育樹祭の開催費用の一部を助成
- ② 都市住民が山村において森林の整備・保全活動に自主的に参加する機運を高めるため、地域における上下流連携等によるフォーラム、シンポジウム等の開催。
- ③ 地域の身近な緑化の保全活動等のリーダー的役割を担う「緑サポーター」を養成するための樹木の診断・治療等の緑化技術を習得する研修の実施。

(イ) 公募による植樹活動の促進

都道府県、市町村において、公募により募集した広範な国民を対象として、植樹や育樹など森林整備・保全活動を実施する機会を提供するための事業を実施。

(ウ) 森林ボランティア活動の促進

- ① 森林ボランティア活動や森林ボランティア団体に関する情報を整備し、提供するための森林ボランティア・ネットワークの整備。
- ② 森林ボランティア活動を促進する人材を養成するため、都道府県を越えて指導・助言する中核的リーダーや地域の中心となって森林ボランティア団体にアドバイスを行う地域的リーダーを養成するための研修の実施。
- ③ 森林ボランティア活動を実施するための活動費の一部を助成するための事業の実施。
- ④ 体験的に森林・林業に関わる労働を希望するボランティアを対象として、技術・安全研修を実施するとともに、森林維持・管理活動及び森林ボランティア活動の実施。
- ⑤ 里山スギ林等を対象としたボランティア活動により、花粉症対策にも資する枝落とし等の実施。
- ⑥ 伝統工芸品の原材料となる森林において、自主的な森林整備・保全活動に必要な経費の一部を助成。
- ⑦ 国民参加の森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」を整備するため、学識経験者やボランティア団体の代表者等で構成する推進委員会の設置及び運営、活動計画の策定、作業器具の整備、周辺環境の整備及び普及広報活動の実施。
- ⑧ 青少年を対象として、子ども森林サミット及

び緑の少年団活動発表大会を開催するとともに、子どもや親子が行う森林ボランティア活動を実施するための経費の一部を助成するための事業の実施。

オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で身近で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため以下の事業に対し80百万円を助成した。

- (ア) 学校林の新規設置等のためのノウハウ・事例集の作成や相談窓口の設置等
- (イ) 体験活動等学校林の活用を図るためのマニュアルの作成、配布等
- (ウ) 学校林を活用した交流活動を促進するための地域関係者による方策の検討、体験林業等の野外活動を通じた交流活動の実施。
- (エ) 学校林を体験活動に適した状態とするための森林ボランティアによる不用木の除去、遊歩道の整備等による森林保全管理活動の実施。

カ 森林環境高度化技術開発普及事業

国民等が行う自発的な森林整備等に資するよう、緑化技術に関して、国民に身近な森林や樹木の保全・管理に関する技術開発等を推進し、その成果をわかりやすいよう、かつ、体系的に一般市民へ普及啓発させるため、以下の事業に対し42百万円を助成した。

(ア) 緑化技術の開発

- ① 巨樹・古木林等の診断・治療及び樹勢回復技術の開発、緊急モデル治療を行うほか、折損の危険度判定技術、予防技術の開発、過去の診断治療等データの整備等の実施。
- ② 予備調査及び現地調査の成果を基に、里山林の多様な機能について評価し、評価結果を踏まえた里山林の管理方針を示す手法の開発。

(イ) 緑化技術の普及

開発された技術を一般市民に対し、わかりやすく且つ体系的に普及するため、都道府県が実施する緑サポーター養成研修に必要な標準カリキュラム・教材の作成、研修の指導、登録等の実施。

(ウ) 緑化技術情報の提供

インターネット等を通じ、身近な緑化技術に関する情報の提供。

キ 「平成こども記念の森」の造成

平成13年度第2次補正予算において、敬宮愛子内親王殿下の御誕生を記念するとともに、次代を担う子どもたちの森林の整備・保全の重要性についての理解促進と豊かな人格形成を図るため、皇

太子同妃殿下にゆかりのある全国育樹祭会場等を対象に、子どもたちによる森林・林業に係る体験活動のためのフィールドや施設の整備により「平成こども記念の森」の造成を行う、「21世紀を担う子どもたちを育む森林環境整備事業」を全国11府県12箇所において実施、平成14年度に完成。

ク 「森の名手から学ぶまちづくり」推進調査

平成14年度の地域活性化推進費（国土交通省予算：ふるさと創世・地域活性化施策の具体化を図るため、各省庁が実施する地域づくりに関する施策に係るプロジェクト等について支援することを目的としている。）によって、国民参加の森林づくりの一環として、全国から選ばれた次代を担う高校生100人に、森にかかわる分野において優れた技をもつ名手・名人に対して「聞き書き」させることを通じて、森林の整備・保全は社会全体で支えるとの国民意識の醸成を図るとともに、異世代間の交流機会の創出を通じた地域活性化、青少年の健全な育成等を図る。

- ① 聞き書きに係る成果集約・発信活用手法の検討等
- ② 「聞き書き研修」、「聞き書き」及び「公開フォーラム」等の実施
- ③ 地域活性化に資する調査結果情報の広範な普及・啓発

5 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」（昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。）等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」（以下「特措法」という。）とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特

措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ等の野生鳥獣による森林被害に対処するため、環境省等と連携し、造林事業において野生鳥獣の生息環境にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設置を行うなどの総合対策を進めている。

ア 14年度の予算の概要

14年度の松林保全対策に係る予算は、43億5,709万6千円（対前年度比83%）、うち森林病虫害等防除事業（松くい虫対策分）は、20億6,909万6千円（対前年度比83%である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算のうち森林病虫害等防除事業（その他森林病虫害等分）は、1億6,195万2千円（対前年度比74%）である（表15）。

表15 14年度予算内訳

	(単位：千円)
国 費	
松林保全総合対策	4,357,096
<非公共>	
森林病虫害等防除事業 (松くい虫対策分)	2,069,096
多様な優良種苗生産体制整備推進事業	15,378 の内数
<公共>	
保全松林緊急保護整備事業	2,213,000
森林造成林道整備事業	75,000
その他森林病虫害等対策	
<非公共>	
森林病虫害等防除事業 (その他森林病虫害等分)	161,952
<公共>	
森林環境保全整備事業 －鳥獣害防止施設等整備－	57,931,138 の内数

イ 14年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進
保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

b 樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核（森林病害虫等防除センター）として機能させ、航空機を利用した被害木探査等による被害監視、防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

また、被害先端地における松くい虫被害対策を推進する体制の整備を図った。

d 被害防止技術の普及・開発の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種園の改良、接種検定用の生産施設等の整備による、抵抗性マツ苗木の供給体制の構築とともに、松に弱毒性のマツノザイセンチュウを事前に接種することで、松くい虫被害への抵抗性が誘導される技術の林地における実用化に向けた調査等の防除手法の開発のための調査等を行った。

(イ) その他森林病害虫等被害対策

スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ類の集団枯損被害等のせん孔性害虫をはじめとする松くい虫以外の森林病害虫及びシカ等の動物による森林被害の防除事業並びに野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を十全に発揮していくためには、適切な森林の管理水準の維持・確保を図り、廃棄物不法投棄等による林地・林内施設の汚染・損傷、山地災害及び林野火災等各種の森林被害について、未

然防止や早期発見により、被害を最小限に止めることが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大により林地・林内施設の汚染や山火事の発生の危険性が増大している。

このため、森林保全管理活動、林野火災予防活動及び山地防災活動について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、森林保全管理体制の整備及び林野火災予防対策等を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成14年度においては、予算額6,171万4千円を助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成9～13年の年平均でみると出火件数2,830件、焼損面積1,634ha、損害額12億8千2百万円となっている。

また、林野火災の出火原因についてみると、平成9～13年の年平均によれば、たき火によるものが全体の26%を占め最も多く、次いでたばこ15%、放火（疑い含む）12%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、航空機による巡視、林野火災予防消防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

イ 森林保全管理体制

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大に伴って廃棄物の不法投棄等による林地・林内施設の汚染や林野火災の発生等による森林被害を防止するため、平成14年度は、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

ウ 山地防災対策

山地防災ヘルパーの制度は、災害に対する情報収集能力の強化と応援体制の整備に資するため、山地防災ヘルパーを認定する制度として平成9年度に発足し、平成14年度末現在、全国で約4千600人が各都道府県知事により認定されている。

平成14年度においては、これら山地防災ヘルパーを対象に、災害弱者関連施設に係る山地災害危険地区の点検や、災害弱者関連施設関係者に対する山地災害危険地区情報の提供、防災活動の連携に必要な知識の付与を目的とした研修会等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災

表16 林地開発許可制度の運用状況

件 数		(単 位 : 件 数)								
年 度	開 発 行 為 の 目 的	S61	H 元	H4	H5	H6	H10	H11	H13	H14
	工事・事業場用地の造成	144	133	136	126	104	112	67	69	59
	住宅用地の造成	73	49	85	71	68	48	55	22	17
	別荘地の造成	7	17	12	6	6	1	2	1	2
	ゴルフ場の設置	91	146	165	93	73	13	7	1	5
	レジャー施設の設置	53	83	60	49	51	27	10	17	9
	農用地の造成	359	209	106	91	86	63	61	47	45
	土石の採掘	307	311	248	262	248	207	227	174	160
	道路の新設又は改築	4	3	0	2	6	0	2	2	1
	その他	170	162	99	111	84	70	50	48	54
	計	1208	1113	911	811	726	541	481	381	352

面 積		(単 位 : ha)								
年 度	開 発 行 為 の 目 的	S61	H 元	H4	H5	H6	H10	H11	H13	H14
	工事・事業場用地の造成	921	802	821	781	562	464	343	297	315
	住宅用地の造成	813	392	788	663	823	505	715	95	3
	別荘地の造成	25	86	100	24	14	3	21	9	6
	ゴルフ場の設置	4348	7386	8388	4760	3274	615	142	30	-3
	レジャー施設の設置	303	637	341	588	259	125	52	56	33
	農用地の造成	1449	795	386	351	347	288	254	140	180
	土石の採掘	1739	1730	1578	1950	1774	1808	1840	1329	1349
	道路の新設又は改築	19	12	4	3	20	0	8	4	2
	その他	630	592	410	490	413	314	192	209	226
	計	10247	12432	12816	9610	7486	4122	3567	2170	2111

(注) 1 件数・面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。

2 件数・面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

害を発生させるおそれがあること。

b 水害を発生させるおそれがあること。

c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。

d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している(表16)。

6 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供、上下流連携による森林整備を促進するための普及・啓発、木材を安定的に供給するためのあつせん等を行う事業を実施した。

(2) 山村の定住条件整備

山村等の中山間地域においては、生活環境整備の立ち後れ、過疎化、高齢化の急速な進行に伴う担い手不足等により、林業生産活動が停滞しており、森林の公益的機能の確保が困難になるとともに、地域の活力が低下することが懸念される。このような情勢に対処するためには、総合的な対策を講じることにより、林業・

山村の活性化を図り、活力と魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

このため、就業機会の増大の観点から、しいたけ等の特用林産物の生産・販売・加工、木質バイオマス資源等の自然エネルギー活用施設等の整備を実施するとともに、木質バイオマス資源等の利用に向けた地域レベルでの可能性調査、マスタープランの策定等を推進した。また、定住条件の改善に必要な用排水施設、通信連絡施設、防災安全施設等の生活環境施設、新たな森林施業の担い手となるUII Turner者用の住宅基盤等の生活環境基盤等を整備した。さらに山村地域の有する豊かな自然、空間的・時間的ゆとり、伝統・文化等を活かした森林体験活動等を通じた都市と山村の共生・対流を推進した。

(3) 森林の新たな利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、森林環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や健康づくりの場としての森林利用など、森林の新たな利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

平成14年度からの完全学校週5日制や教育課程への「総合的な学習の時間」の導入等に対応して、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を子どもたちに提供していくことが重要である。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省が進める「新子どもプラン」と連携し、「森の子どもくらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

これに関連して、地域の特徴を活かした体験活動プログラムの提供、指導者の養成に資するセミナーの開催や、森林・林業関係者、教育関係団体、NPO等が連携して行う親子や子どもたちの森林整備活動等を支援するとともに、自主的な活動や交流活動の推進を図る「子ども森林サミット」を開催した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民の福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育に関する共通のプログラムの作成と普及、全国シンポ

ジウムの開催、森林総合利用ホームページによる情報の受発信等を実施した。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的利用の場として保全・利用することを目的とした地域の主体的な取組を推進した。

また、里山林等が人々に継続的に利用され、維持管理されるように森林所有者、地域住民等の連携・協力の下で利用活動と保全活動を一体的に推進できる条件を整備するため、多様な活動の場となる「里山利用林」の設定、「森林の育て親」の募集、新たな保全・利用活動の立ち上げに対する支援等を実施し、自立的な活動を通じた里山林等の保全・利用を推進した。

さらに、市民参加の協定の締結、都市が山村で行う「ふるさと共生の森」の設定等森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や市民参加によって森林整備と資源循環利用を一体的に進めるなどの新しい取組についても推進した。

ウ 健康づくりの場等としての森林利用の推進

高齢社会化の進展に対応して国民の健康の維持増進に資する観点から、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず利用者の体力等に応じた多様な利用の選択肢を提供していくことが必要である。

このため、森林・施設の整備に当たっては、計画の段階から整備後の利用まで幅広い関係者の参画を得て検討するとともに、多様な利用活動の選択肢を提供するユニバーサル・デザイン手法を踏まえた設計の普及を図った。

さらに、高齢社会に配慮した森林空間の利用に関する実態や動向の把握を通じて医療・福祉機関等と連携しつつ森林空間の利用を推進する手法について調査、検討した。

き、林業の持続的かつ健全な発展と、需給構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①路網整備等による効率的な林業生産体制の早急な確立、②大規模木材加工流通施設の整備等による林産物の加工・流通についてのコストの低減等、木材産業の構造改革の推進、③しいたけの生産・流通について、国際競争力を備えた産業構造への転換を重点的に図るとともに地域材利用の推進を図る観点から、新たに林業・木材産業構造改革事業を創設した。

2 事業の内容

(1) 林業経営構造対策事業

都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、路網の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備を実施した。

予算額 15億8,884万9千円

(2) 木材産業構造改革事業

都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併等の木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設、品質・性能の明確な地域材を供給する先進産地を緊急的に整備するために必要なリース方式を含めた高次加工施設、乾燥施設等の整備を実施した。

予算額 26億4,808万1千円

(3) ししいたけ生産体制整備緊急対策事業

しいたけの品質・生産性を向上させる新たな栽培方式の導入に必要な菌床・ほだ木を供給する培養センター、選別包装の共同化・機械化を進める集出荷センター、品質管理の向上・生産の安定を図るための予保冷施設・発生舎・空調栽培施設などの整備を実施した。

予算額 17億5,000万円

(4) 地域材利用促進対策事業

ア 先駆的木造公共施設実証事業

展示効果やシンボル性が高い公共施設等の整備において、低コスト化、耐火性能の向上など地域材を利用した先駆的な取組を実証する。環境負荷の低減など先駆的な技術を用いた施設の整備、シンボル性

第3節 林業・木材産業構造改革事業

1 事業の趣旨

平成13年6月に制定された森林・林業基本法に基づ

が高く波及効果の期待できる公共施設の地域材による整備を実施した。

予算額 4,840万円

イ 地域材利用学校間連施設整備事業

文部科学省との連携により地域社会の中核的施設である学校において、内装の木質化、関連施設の木造化・木質化を行うことにより、木材の特性を活かした暖かみと潤いのある教育環境を整備した。

予算額 7億4,233万8千円

ウ 木質バイオマスエネルギー利用促進事業

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、木質バイオマスエネルギー供給施設（バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等）や公共施設等におけるバイオマスエネルギー利用施設の整備を実施した。

予算額 3億5,307万8千円

(5) 沖縄林業経営構造改革特別対策事業

沖縄における林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備を図るための路網整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等の整備を実施した。

予算額 1億3,333万3千円

(6) 林業構造改善事業（継続分）

林業を地域産業として維持・発展させるための林道等の生産基盤の整備、機械施設等の資本装備の高度化等により、林業の構造改善を促進する総合的な対策である林業構造改善事業について、継続事業を実施した。（林業経営基盤強化林業構造改善事業、地域林業経営確立林業構造改善事業、沖縄林業経営確立特別対策事業）

予算額 61億3,672万6千円

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

平成13年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合1,073、生産森林組合3,428が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて166万人（地区内森林所有者の49%）の組合員（1,567人／組合）で構成され、その所有森林面積は、1,126万ha（県有林を除く民有林の72%）に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は878組合で、総人員は、28千人

となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、4,721万円（前年度4,213万円）と推移してきており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成13年度における事業取扱量については、新植面積25千ha（前年度比97%）、保育面積547千ha（前年度比96%）[うち除間伐面積238千ha（前年度比103%）]、素材生産量2,715千 m^3 （前年度比96%）となっている。

一方、生産森林組合は、平成13年度末において、279千人の組合員により、363千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合等経営基盤強化対策事業

森林組合の効率的・安定的な施業、経営の推進を図るための役職員等の育成や森林管理体制の整備等の実施、並びに入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するための入会資源活用促進対策協議会の開催やコンサルタントの設置等の実施に対し助成した。

予算額 1億3,145万8千円

(2) 地域森林管理システム支援事業

不在村者所有森林等の適正な森林整備の推進を図るための情報収集・分析や、地域森林管理実証モデルの調査検討等の実施に対し助成した。

予算額 8,880万円

（前年度 1億7,100万円）

(3) 森林組合中央指導事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合監査の実施による経営管理等に関する適切な指導や森林組合監査士の育成等に対し助成した。

予算額 1,070万円

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成12年における林業就業者数は6万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が25%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むならば、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

(1) 森林・林業雇用総合対策事業

林業事業体の経営合理化計画の策定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー（班長）養成研修等を実施し林業事業体の育成を図るとともに、林業における労働災害の発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進等に要する経費の一部を助成した。

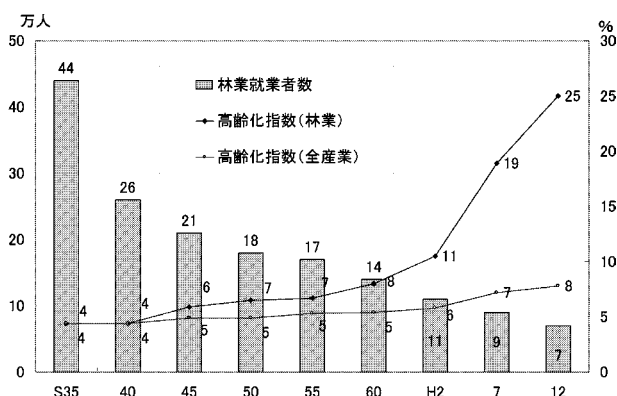
予算額 1億2,476万円

(2) 事業体育成情報ネットワーク事業

インターネットを活用した立木から丸太までの売買を中心とした事業関連情報および就業情報の提供等の就業関連情報のネットワークの構築及びシステムの管理・運営を実施し安定的に経営を継続できる林業事業体の育成と多様なルートを通じた幅広い人材の確保の実施に対し助成した。

予算額 5,149万円

表17 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

(3) 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

(ア) 貸付条件

- a 利率：無利子
- b 償還期間：20年以内 認定事業主への貸付は、13年以内とする。
- c 貸付限度額：1人につき
就業準備資金 150万円
就業研修資金 月額5～15万円
ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 2,636万円

(前年度 2,775万円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、近年9千万 m^3 台で推移していたものが、平成14年には、住宅需要の低迷等から、昭和42年以来35年ぶりに9千万 m^3 を下回り、前年に比べ3.4%減少し、8,813万 m^3 となった。

用途別でみると、総需要量のうち、製材用及びパルプ・チップ用が約4割、合板用が約1割強を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成14年には、製材用は6.0%の減少となり、合板用は1.2%の増加、その他用は2.5%の増加となった。パルプ・チップ用は、板紙生産量の減少や古紙利用率が上昇したことなどから2.8%の減少となった。

国産材の用材供給量は4.1%減少し、1,608万 m^3 となった。(表18)

木材輸入は、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景として、丸太輸入が減少し、合板等の製品輸入が増加する傾向にある。また、品質が安定している集成材等の輸入が増加する傾向にある。

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要

表18 木材(用材)需給の現状

(単位:千m³()内は対前年比%)

区 分	1 3 年		1 4 年	
	需 要		供 給	
総 数	91,245 (91.9)		88,125 (96.6)	
製 材 用	37,087 (90.6)		34,856 (94.0)	
合 板 用	13,074 (94.6)		13,226 (101.2)	
パ ル プ・チ ッ プ 用	38,706 (91.8)		37,607 (97.2)	
そ の 他 用	2,377 (103.2)		2,436 (102.5)	
総 数	91,245 (91.9)		88,125 (96.6)	
国 内 生 産	16,757 (93.0)		16,075 (95.9)	
外 材 輸 入	74,488 (91.7)		72,050 (96.7)	

によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は更に低い水準となり、平成14年には115万戸となった。

このうち木造住宅は、平成14年に50万戸が着工され、木造率は3年連続で前年を下回り43.8%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の約8割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の約2割を占めている。

ウ 価格の動向

平成14年の木材価格は、住宅需要の先行き不透明感や乾燥材への需要の高まりなど木材需要構造の変化等から、下落傾向で推移した。

国産材は、丸太、製材品とも需要の低迷等から下落傾向で推移した。一方、輸入材は、丸太、製材品ともほぼ横ばいから下落傾向で推移した。また、合板については、供給量の減少等から一時的に上昇したが、その後供給過剰となり横ばい傾向で推移した。

14年の平均価格をみると、丸太についてはスギが11%、ヒノキが17%、米ツガが1%、平成13年の価

格を下回った。一方、製材品については、スギ柱角が6%、ヒノキ柱角が5%、米マツ平角が2%、平成13年の価格を下回り、コンクリート型枠用合板は平成13年の価格を6%上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成14年の木材(丸太(HS4403)及び製材(HS4407))輸入量は2,125万m³で前年に比べ7.2%減少した。

これを材種別にみると、アフリカ材は48%、ニュージーランド材は11%、米材は10%、北洋材は8%、チリ材は8%、南洋材は5%、中国材は9%とそれぞれ減少し、欧州材は11%増加した。

14年の材種別割合は米材37%、北洋材26%、南洋材12%、欧州材12%、ニュージーランド材8%、チリ材3%、アフリカ材1%、中国材1%、その他2%となっている。(表20)

表20 木材の輸入量

	1 3 年			1 4 年		
	丸 太	製 材	計	丸 太	製 材	計
米 材	4,194	4,401	8,595	3,922	3,859	7,781
南 洋 材	2,082	639	2,721	1,994	579	2,573
北 洋 材	5,292	602	5,894	4,746	694	5,440
ニュージーランド材	1,649	243	1,892	1,468	219	1,687
欧 州 材	87	2,261	2,348	126	2,460	2,586
ア フ リ カ 材	237	3	240	122	1	123
チ リ 材	130	441	571	135	389	524
中 国 材	39	182	221	18	183	201
そ の 他	204	209	413	132	199	331
合 計	13,914	8,981	22,895	12,663	8,583	21,246

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、丸太輸入が減少し、製品輸入割合が増加している。特に欧州材製品が増加した。

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位:戸,%)

	総 計		木 造 住 宅								非木造住宅	
	前年比	計	前年比	計	木造率	在 来 工 法	前年比	ツ ー バ イ フ ォ ー 工 法	前年比	プレハブ工法	前年比	計
平成元年	-1.3	1,662,612	3.2	719,870	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742
2	2.7	1,707,109	1.1	727,765	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344
3	-19.7	1,370,126	-14.3	624,003	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4.0	746,123
4	2.4	1,402,590	7.6	671,130	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460
5	5.9	1,485,684	3.9	697,496	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188
6	5.7	1,570,252	3.4	721,431	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821
7	-6.4	1,470,330	-7.7	666,124	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206
8	11.8	1,643,266	13.2	754,296	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970
9	-15.6	1,387,014	-19.0	611,316	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698
10	-13.6	1,198,295	-10.8	545,133	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12.0	653,162
11	1.4	1,214,601	3.7	565,544	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057
12	1.3	1,229,843	-1.7	555,814	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029
13	-4.6	1,173,858	-5.9	522,823	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035
14	-1.9	1,151,016	-3.6	503,761	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255

資料:国土交通省「住宅着工統計」

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆1,539億円（前年比96%）で我が国の総輸入額42兆2,275億円（同100%）の2.7%を占めている。

(ア) 米材

14年の米材輸入量は丸太392万 m^3 （前年比94%）、製材386万 m^3 （同88%）、計778万 m^3 （同90%）となった。国別では、米国が丸太280万 m^3 （同86%）、製材35万 m^3 （同71%）、カナダが丸太112万 m^3 （同122%）、製材351万 m^3 （同90%）となっている。

(イ) 南洋材

14年度の南洋材輸入量は丸太199万 m^3 （前年比96%）、製材58万 m^3 （同91%）、合板423万 m^3 （同101%）となっている。

丸太輸入では、マレーシアから南洋材丸太の77%（153万 m^3 ）を輸入している。

製材輸入では、インドネシア（34万 m^3 ）、マレーシア（23万 m^3 ）の2か国で南洋材製材の99%を占めている。

合板輸入では、インドネシアが合板総輸入量の55%（256万 m^3 ）、マレーシアが35%（165万 m^3 ）を占めている。

現在、インドネシアでは違法伐採対策として丸太の輸出が禁止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

(ウ) 北洋材

14年の北洋材の輸入量は、丸太475万 m^3 （前年比90%）、製材69万 m^3 （同115%）、計544万 m^3 （同92%）と丸太は減少し、製材は増加した。

近年、針葉樹合板用材としての需要の拡大や、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向で推移してきた。

イ 輸出

14年の木材製品の総輸出額は82億円と（前年比112%）と増加した。

輸出内訳は、金額ベースで、薄板・単板（前年比103%）、製材（同149%）、合板（同137%）、繊維板（同123%）、木炭等（同214%）、その他（木製の建具・建築用木工品、木製の食卓・台所用品、積載用ボード（同99%）となっている。

我が国の木材・木製品の国別輸出内訳は、26%が中国で、以下米国14%、韓国12%、インドネシア7%、台湾7%、ベトナム5%、フィリピン4%、ドイツ4%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、60年9月

以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸（木造住宅50万戸）と減少傾向にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

14年末における製材工場数は10,429工場を数え、前年に比べ591工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は91.2kw（前年比101%）と僅かながら増加しているが、75kw未満の工場数が全体の70%を占めており、依然として零細性を表している。14年における製材用素材の総入荷量は2,232万 m^3 （前年比93.5%）となった。この中で国産材は前年に比べ5.3%減少し、外材の入荷量は前年に比べ7.7%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、50.1%となっている。

また、製材品出荷量は1,440万 m^3 （前年比93.0%）となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材11%、家具・建具用材2%、その他用材2%となっている。

イ 合板工業

14年末の合板製造工場数は、前年に比べ23工場減少し306工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は、5工場減少して61工場に、特殊合板のみを生産する製造工場は、16工場減少して215工場に、単板のみを生産する工場は、2工場減少して30工場となった。

14年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ7万 m^3 増加し、472万 m^3 となった。材種別にはラ

ワン材を主体とする外材が前年に比べ3万%減の444万%、国産材については前年に比べ10万m³増の28万m³となった。

14年の普通合板の生産量は、274万m³（前年比98.7%）、特殊合板の生産量は、124万m³（前年比87.6%）となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展

ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定する「林業・木材産業構造改革プログラム（以下、「構造改革プログラム」という）」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、素材生産から加工流通まで一貫して低コストで安定した木材を供給できるよう、その事業基盤の強化を図るため、木材産業の事業者に対して、事業の合理化に伴う設備廃棄に必要な撤去費用への助成、木材産業関連の事業体の規模拡大や組織化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品を安定的に供給するための生産マニュアルの作成等を実施するとともに、ダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入について利子助成を実施した。

さらに、乾燥材や集成材等の品質及び性能が明確で安定した木材の供給能力の向上及び新進気鋭に富む事業者の革新的な事業に要する最新鋭の機械設備の導入を緊急的に促進するため、これら木材供給の高度化等に要する機械設備のリース料の一部を助成するとともに、大型木材乾燥設備については、リース料助成の拡充を実施し、緊急に木材乾燥設備の導入を推進した。

加えて、加工施設等の整備の促進による森林吸収源対策の積極的な推進を図るために必要な施設の緊急な整備を実施した。

イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な取引関係の確立のための協定等の締結を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、長期育成循環施業の推進のための施業技術研修、素材生産業の組織化や地域の実態に応じた生産者と需要者間の安定供給に向けた取組方策の作成等を実施した。

ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域の実態に応じて、素材生産から木材加工、木材流通までの地域戦略を策定するとともに、地域の木材産業の特性等を生かした加工・流通施設の整備、品質・性能が明確な乾燥材等木材製品の供給体制の整備、製品の品質管理のための研修会の開催等を実施した。

また、木材産業における情報技術の活用を推進するため、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、木材製品の品質管理等の取組を促進するとともに、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

さらに、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需要や価格の安定を図る事業を実施した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

木材利用の意義等について消費者の理解を深めるため、持続可能な森林経営から生産される木材の利用促進のためのシステムづくり等を実施するとともに、インターネット、マスメディア等を活用した木材の利用情報等の提供や「木のなんでも相談室」等による木材利用相談を実施した。

イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓を実施したほか、新たに、製材工場残材、建設発生木材等のバイオマスエネルギーとしての利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施した。

さらに、未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、民生部門や民間企業における木質バイオマス活用施設の整備を実施した。

ウ 建物及び工作物における木材の使用の促進

木造住宅における地域材利用を促進するため、高性能で気候・風土に適した地域材利用の家づくりの提案、CAD・CAMシステムの開発、森林・木材とのふれあい活動等の実施により、森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった供給体制を整備する事業等を実施した。

また、今後の住宅需要の動向を踏まえ、地域の風土や伝統に根ざした長期にわたって居住が可能な家

づくりや住宅リフォームにおける地域材利用を促進するため、部材の標準化、供給体制の整備、資材の展示普及等を実施した。

加えて、木造軸組住宅のみならず、住宅における地域材利用の総量を拡大するため、非木造住宅の内装材等の新たな需要を喚起する資材の開発・供給体制の整備、大消費地における需要開拓のための市場調査等を実施した。

さらに、展示効果やシンボル性が高い公共施設において、低コスト化、耐火性能の向上、環境負荷の低減等地域材を利用した先駆的な取組を実証するとともに、不特定多数の人が利用する民間木造施設の建築に必要な借入金に対する利子助成を行い、地域材を利用した木造施設の建築を促進した。このほか、文部科学省との連携により、学校施設や学校複合型公共施設等への地域材利用を促進した。

また、新たな木質系資材や技術等を用いたモデル的な木造公共施設の整備を実施した。

(3) 新たな木材利用技術の開発

木材の有効利用や木材利用の高度化を図り、より環境と調和した木材産業の創出、発展に資するため、民間企業等に対する公募方式により、木質バイオマスの効率的なエネルギー利用、木くず等廃棄物の発生抑制・再利用、環境への負荷を低減する木材加工等に関する革新的な技術開発や実用化に必要な試験調査への取組を推進するとともに、スギ等地域材を利用した低コストかつ省エネルギーで多様なサイズに対応できる合板製造システムの開発等を実施した。

また、引き続き、木製遮音壁等の土木資材への活用にあつた技術開発、木材を長期利用し環境負荷も少ない木材保存処理技術の開発、木質バイオマスをガス化等により効率的で取扱の容易な新たな燃料に変えて利用する技術の開発等を実施した。

さらに、木材の新たな用途を創出するため、木材成分を活用し、リサイクル可能であり、石油化学製品を代替する環境・循環型材料の木質新素材等の開発、快適かつ健康的な生活環境への改善に有効な樹木抽出成分等の利用技術の開発等を実施した。

3 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策協議会等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年

間の木材（用材）の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、①木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、②木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、③木材流通の改善合理化に関する情報提供、④国際問題となっている違法伐採に対処するための関係者による協議会の開催等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしている。

平成14年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類についてみると、しいたけは、近年、価格の低迷から生産量が減少傾向となっており、平成14年も前年に比べ減少したが、国産品が見直され、価格が持ち直してきていることから、本年度以降の生産に向けた原木伏せ込み量等が増加した。天然物の代表であるまつたけは、13年に引き続き、14年も秋口の降雨不足から不作となった。

また、エリンギ、たもぎたけ、やまぶしたけ等の新しいきのこが注目されており、なかでもエリンギは菌触りがよく、癖がない食材として2万トン弱まで生産量を大きく伸ばし、主要品目となってきた。

なお、しいたけの中国からの輸入は、残留農薬問題により13年に引き続き減少した。

きのこ類以外については、うるし、木ろう、竹材等非食用の特用林産物は、引き続き減少傾向となっている。

また、木炭については、白炭は資源量の制約、黒炭は価格が低迷していることから生産量が減少した。

(2) 特用林産振興対策

平成12年のしいたけの輸入の急増に伴う国内価格の低下や生産者の所得の低下を踏まえ、国際競争力を備えた国内生産、流通体制を緊急に確立するため、作業の共同化、分業化、機械の導入等による生産性の向

上や、新たな栽培方法の導入により品質の向上を図るとともに、出荷規格の簡素化、包装の簡略化等による流通の合理化、機能性食品としての特性の普及や、鮮度情報の提供による需要拡大等を推進した。

また、活動火山対策特別措置法に基づき対象地域において、降灰の防止及び除去のために必要な施設整備を実施するとともに、伝統的工芸品等の原材料の採取・加工等の技術の伝承、後継者育成のための研修等についても実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需要動向（平成13年）

品 名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	4,449	8,633	118	12,965
生しいたけ	〃	64,442	28,148	-	92,590
な め こ	〃	24,818	-	-	24,818
えのきたけ	〃	110,444	-	-	110,444
ひらたけ	〃	5,800	-	-	5,800
ぶなしめじ	〃	83,790	-	-	83,790
まいたけ	〃	46,843	-	-	46,843
まつたけ	〃	52	2,109	-	2,162
く り	〃	17,774	33,575	-	51,350
く る み	〃	197	30,117	-	30,314
わ さ び	〃	4,479	-	-	4,479
た け の こ	〃	35,178	259,995	-	295,173
生 う る し	kg	1,553	94,494	-	96,047
竹 材	千束	1,477	593	32	2,038
桐 材	m3	2,434	112,627	-	115,061
木 炭	t	42,249	135,118	4,631	172,736

- 注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。
 2 不明なもの及び該当しないものについては一印とした。
 3 消費量は生産量＋輸入量－輸出量による単純計算によった。
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。
 5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

第7節 林 業 関 係 金 融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制 度 の 意 義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」（昭和54年法律第51号）に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

(2) 制 度 の 仕 組 み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 14年度の予算措置及び実行状況

14年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、14年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円となった。

14年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりであり、貸付件数1,925件、貸付残高448億円に達している。

2 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証制度は、林業者等（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対しこれに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

13年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出 資 の 状 況

13年度末の出資金の総額は350億6,826万円であったが、14年度に政府から18億円（保証出資）、都道府県から3,423万円の出資が行われた結果、14年度末の出資総額は369億249万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社28億1,414万円、組合9億2,056万円、個人7億355万円となっている。（表23）

(2) 債 務 保 証 の 状 況

14年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材62%、素材生産が25%と両資金で87%を占め、ま

表22 資金種類別貸付状況（14年度末貸付残高）

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	264	59
素材生産資金	66	15
素材引取資金	198	44
製品流通合理化資金(運転資金)	69	15
間伐等促進資金(運転資金)	24	5
構造改善計画促進資金(運転資金)	27	6
木材産業経営環境変化対応特別 資金(運転資金)	43	10
コスト低減促進資金(運転資金)	3	0
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	1	0
木材高度利用加工資金	0	0
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	-	-
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	16	4
立木等取引資金	11	3
木材加工資金	3	1
木材需要拡大資金	-	-
新商品普及促進資金	-	-
原木確保協定促進資金	2	0
林業経営安定化促進資金 (運転資金)	-	-
計	448	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表23 12年度末出資状況

区 分	出資者数	出資額 (万円)	出資額構成比 (%)
政 府		2,877,150	78.0
都道府県		369,274	10.0
林業者等	7,256	443,825	12.0

(注) 貸付資金及び寄託資金に係る政府出資を計上していない。

た、木材産業等高度化推進資金に係るものが57%となっている。

14年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の57%を占めている。(表24)

なお、14年度の代位弁済額は29億2,897万円（前年度27億5,669万円）で、前年度に比べ1億7,228万円増加した。(表25)

表24 14年度末融資機関別保証実績

融資機関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	2,476	4.6
商工中金	5,126	9.6
都市銀行	477	0.9
地方銀行	30,281	56.7
第二地方銀行	5,986	11.2
信用金庫	5,822	10.9
その他	3,243	6.1
合 計	53,411	100.0

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表25 14年度経営形態別代位弁済等の状況

区 分	代位弁済 (万円)
組 合	99,931
会 社	167,777
個 人	25,190
計	292,897

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の14年度の貸付実績は表24のとおりであり、全体で前年度より33%増加している。

なお、14年度においては、特定森林施業計画の廃止に伴い、特定森林施業計画と同等の森林施業計画について、林業基盤整備資金及び林業経営安定資金に係る貸付けの特例を継続するするために必要な措置を行った。

4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

また、14年度においては、素材生産業者等が木材製造業者等へ長期かつ安定的に木材を供給するために必要な立木の取得に必要な資金を創設した。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付契約額

			(単位：百万円)	
区	分		13年度	14年度
林業	総数		14,638	11,992
基盤整備	補助	公有林	2,981	2,746
		私有林	4,320	3,610
造林	非補助	公有林	4,408	3,686
		私有林	2,917	1,948
林	樹苗養成		12	0
森林整備	活性化資金		85	65
林業経営	育成		2,752	3,058
林業経営	伐採調整		151	268
営安定	林業経営維持		—	—
農林漁業	構造改善事業推進		35,221	60,024
農林漁業	共同利用		1,155	—
施設主務大臣指定			3,289	1,664
災害			568	88
計			57,859	77,159

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表27 林業改善資金貸付額の推移

(単位：億円)					
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
林業生産高度化資金	27	25	23	17	12
新林業部門導入資金	0	0	0	0	0
林業労働福祉施設資金	4	3	2	2	1
青年林業者等養成確保資金	0	0	0	0	0
計	31	29	26	20	13

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための適切な森林整備、森林の管理・経営と森林資源の循環利用を担う林業・木材産業の振興、山村地域の活性化等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成13年3月に森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球的規模の問題に対処するため、海外、特に開発途

上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に林野庁の試験研究機関から独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

試験研究に当たっては、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略に基づいて作成された中期目標を達成するために基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多様な機能の発揮に関する研究
- ② 地球規模での地球環境保全に関する研究
- ③ 林業による持続可能な森林の管理・経営を図る研究
- ④ 循環型社会の形成に寄与する木材産業の体質強化に関する研究
- ⑤ 森林・林業の新たな展開を可能とする新産業の創出に関する研究
- ⑥ 森林・林業・木材産業に係る政策立案に資する研究

を行うとともに、国際協力、成果の普及等に努めた。

これら試験研究を実施するために14年度の運営に要した経費は91億1,936万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成14年度には①我が国の急峻な地形等に対応するため、メカトロニクス等の先端技術を採用した伐出用機械及び育林用機械の開発、②環境負荷低減及び災害の防止を図るための林業機械の開発・改良に助成した。

ア 伐出用機械

昨年度に引き続き、林地保全型無人輸送システム、急傾斜地非皆伐用伐採搬出機械、長期育成循環施業支援高性能林業機械システムの開発を進めた。

イ 育林用機械

昨年度に引き続き、環境低負荷型育林機械の開発に取り組み、開発が終了した。

ウ 環境負荷低減対応等機械

林道等開設工事用多機能機械、ワーキングポイントにおける安全管理システム等の開発・改良に取り組んだ。

(2) 木材新規用途技術開発事業

木材の新規用途開発を図るため、技術研究組合が行う①木材成分のリグニン及びセルロースを原料として、リサイクルが可能な木質プラスチックや生分解性プラスチックを製造する利用技術等の開発、②VOC（揮発性有機化合物）の吸着やカビ、ダニの発生抑制に効果のある樹木抽出成分等を内装材、壁紙、内装塗料等に付与する技術の開発に助成した。

(3) そ の 他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

さらに、松くい虫対策として、天敵利用による防除システムの開発を進めた。

3 林木育種事業

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくことが求められているなか、平成13年3月に林木育種戦略を策定し、この戦略に基づき、①林木新品種の開発、②林木遺伝資源の収集・保存、③海外林木育種技術協力を林木育種の重点化方向として推進している。

平成14年度の独立行政法人林木育種センターの運営費は、総額2,321,622千円であり、林木新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外への技術協力等を行った。

平成14年度の委託費は、895万3千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

また、都道府県に対する補助金額は、4,105万4千円であり、次の事業に助成した。

ア 精英樹等次代検定事業

精英樹及び気象害抵抗性苗木の遺伝的特質、環境適応性等を検定するため、成長調査及び材質調査を実施した。

イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成の推進を実施した。

ウ 花粉の少ないスギ品種供給緊急対策事業

花粉の少ないスギ品種の普及を推進するため、花粉の少ないスギ採種園の設置等を実施した。

エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果を更に高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供するため、次代検定林調査データ等の解析結果をもとに採種園・採穂園の改良を実施した。

4 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、14年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 教育のもり整備事業

子ども達の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設「教育のもり」の整備につき都道府県等に助成した。

(3) 林業後継者育成対策等事業

ア 林業後継者育成等事業

(ア) 普及活動高度化特別対策事業

効果的・効率的に普及指導を行う体制の強化を図るため、普及指導職員の研修の実施、高度先端的な技術の現地適応試験等の実施、専門知識・技術を有する人材の普及指導協力員としての活用、地域重点課題の設定及び評価システムの推進等につき都道府県に助成した。

(イ) 森林づくりボランティア活動普及教育支援事業

森林ボランティア活動による森林整備の促進を図るため、ボランティア団体の指導者に対する研修の実施、ボランティア団体の指導者による安全作業、作業技術等の学習会の開催等の支援につき都道府県に助成した。

(ウ) 森林・林業教育総合推進事業

「総合的な学習の時間」における森林・林業教育の導入を促進するため、教職員等を対象とした指導者セミナーの開催や学校教育と連携した森林・林業体験学習の推進を図るとともに、林業関

係学科の高校生等の林業への就業促進を図るインターンシップの促進につき都道府県、市町村に助成した。

(エ) 森林経営回帰等促進対策事業

サラリーマンとして働いている森林所有者や他産業からの退職者等の森林経営への参入を円滑にするための森林経営セミナーの実施、林業女性の経営参画活動、高齢者の技術伝承活動等に対する支援、新規参入者等の起業化を促進するための自主的学習活動等の支援につき都道府県及び市町村等に助成した。

(オ) 林業技術向上支援対策事業

指導的な林家の認定・登録や研修の実施及び活動支援、技術向上のための林業教室の開催、意欲的な林業者グループ等の新技術・経営手法の実証活動等の支援につき都道府県、市町村等に助成した。

イ 林業後継者育成等支援事業

(ア) 普及指導支援事業

普及指導職員等の資質の向上を図るため、海外の先進林業国への派遣研修の企画、研究発表会の開催等につき民間団体に助成した。

(イ) 林業後継者活動支援事業

森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的な教育プログラムの開発・普及、林業者グループ活動事例の全国発表会、インターネット方式による森林経営技術等の情報提供等につき民間団体に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の改革の推進

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も広く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等に

よる木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
- ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

こうした改革を進めるに当たっては、国有林野の管理経営の目標を、国土の保全その他公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び地域における産業の振興又は地域住民の福祉の向上に寄与することと定めたことを踏まえ、管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うこととし、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成10年12月に策定した。

この管理経営基本計画では、森林の機能類型を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から2割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から8割に拡大するなどの公益的機能重視に関する取組等を明らかにしている。

この計画に基づき、国土の保全や水源のかん養のために重要な森林については、それらの機能を維持増進するための森林づくりを行い、優れた自然環境をもつ森林については、その維持・保存に努めるなど、それぞれの森林に応じて必要な整備や保全を進めている。また、地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物な

ど木の文化を支える森づくり等、新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めている。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森づくりの推進に取り組んでいる。

国有林野を管理経営する組織については、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定すること及び実施体制の効率化を図ることを基本として、平成11年3月に再編整備し、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署、現場組織として森林事務所等を設置している。

また、平成10年10月に、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行するとともに、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ継承し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受けつつ50年で返済することとした。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

14年度に国有林野で伐採された立木は464万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの382万 m^3 、丸太生産の資材としたもの82万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官収分は15万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等ユーザーのニーズに沿って安定的・持続的に供給すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効果的な事業実行に努めている。

14年度は、59万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点にたって計画的にこれを整備することとしている。

このため、14年度は林道事業に一般会計から94億1,200万円の繰入れを行い、691kmの林道新設・改良の

事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、14年度は一般会計より114億4,400万円の繰入れを行い、新植植付1千ha、育成天然林造成2千ha、保育7万ha等の事業を行った。

(5) 種 苗 事 業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。

この事業では、種子穂の採取、まき付け、さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種園・採穂園からの育種苗の生産に努めている。

なお、14年度は152万本の苗木払出しを行った。

(6) 国 有 林 治 山 事 業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業七箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。

14年度においては、第九次治山事業七箇年計画（平成9～15年度）の5年度として、全額一般会計により事業費790億円をもって実施した。

(7) 国 有 林 野 の 測 定 事 業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境界点数約359万2千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界検測及び境界標の保全を最優先に実施した。

なお、14年度の実績は表28のとおりである。

表28 14年度国有林野の測定事業実績

図 根 測 量	28 点
境 界 測 量	166 km
境 界 検 測	701 km
境 界 標 識 改 設	951 本
境 界 検 測 予 備 調 査	5,822 km
境 界 巡 検 ・ 境 界 巡 視	86,809 km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、

国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山勘定が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。

国有林野事業勘定の14年度の決算額は歳入2,966億円、歳出2,914億円であり、52億円の歳入超過となった。

歳 入 歳 出

14年度予算は歳入3,150億円で造林及び林道投資等のための借入金1,481億円及び一般会計より受入837億円を含み、また、歳出3,150億円であった。

歳 入 の 部

収納済歳入額は2,959億円であって、これを歳入予算額に比べると192億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため100億円減少したが、分収育林の契約件数が予定より多かったこと等のため2億円の増加となり、計98億円減少し、林野等売払代では不要存置林野の売払面積が予定より少なかったこと等のため99億円減少し、雑収入では受託事業収入が予定より多かったこと等のため1億円増加し、一般会計より受入では前年度からの繰越事業があったこと等のため3億円増加した。

歳 出 の 部

歳出予算現額は3,471億円であって、その内容は歳出予算額3,150億円、前年度繰越額321億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は2,951億円、翌年度繰越額は294億円、不用額は226億円である。翌年度繰越額は法第16条の規定による支出未済繰越額225億円及び明許繰越額69億円である。不用額は路網整備に係る事業費が予定を下回ったこと等によるものである。

損 益 計 算

総収益額1,138億円に対し、総費用額1,634億円となっており、差引き496億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を13年度の損益計算上の損失520億円に比べると24億円の減少となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物等の売上高では販売数量の減少等により34億円、林野等売払収入では林野売払面積の減少等により31億円、雑収入では1億円減少した。費用においては、一般管理費及販売費では35億円、減価償却費では32億円、経営費では27億円、資産除却損では3億円減少したが、支払利子で

は25億円増加した。（表29、30）

表29 損益計算書

（14年4月1日から15年3月31日まで）

費 用		収 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	570	売 上 高	229
治山事業費	139	林野等売払 収 入	193
一般管理費 及 販 売 費	308	雑 収 入	88
減価償却費	332	一 般 会 計 よ り 受 入	488
資産除却損	63	森林保全経費 等財源受入	283
支 払 利 子	218	利子財源 受 入	205
雑 損	4	治 山 勘 定 よ り 受 入	139
		雑 益	1
		本年度損失	496
計	1,634	計	1,634

表30 貸借対照表

（15年3月31日現在）

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	116	借 入 資 本	13,021
固 定 資 産	70,664	自 己 資 本	59,733
繰越欠損金	1,477		
本年度損失	496		
計	72,754	計	72,754

（注） 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は14年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積 5万6千ha

林業用活用実績面積 2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分取造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は14年度末現在で、貸付使用面積7万6千ha、分取造林契約面積13万3千ha、共用林野契約面積149万2千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、平成11年度から一般公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成14年度には全国51箇所で行った。

契約面積 2万6千（ha）

契約口数 10万4千（口）

契約者数 8万6千（人）

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を民間活力により複合的に整備する「ヒューマン・グリーン・プラン」を実施している。

14年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森 1,254箇所

・自然休養林 91箇所

・自然観察教育林 171箇所

・森林スポーツ林 72箇所

・野外スポーツ地域 234箇所

・風景林 568箇所

・風致探勝林 118箇所

○ヒューマン・グリーン・プラン指定 29箇所

○ふれあいの森設定 122箇所

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は14年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積 26万ha

林野整備による買入面積 5万ha

5 国有林野事業の労働情勢（14年度）

平成10年10月に成立した「国有林野事業の改革のための特別措置法」及び「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」に基づき、

- (1) 国有林野の管理経営を公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した適切な施業の推進。
- (2) 組織・要員の徹底した合理化、縮減。
- (3) 公益林の適切な管理に必要な経費等について、一般会計からの繰入れ。
- (4) 累積債務の本格的処理。

等を柱とする「国有林野事業の抜本的改革」を引き続き推進した。

このような林野庁を取り巻く情勢の中、労使間においても、財政の健全化、組織の再編、業務運営等の抜本的改革に伴う諸課題等について論議を行った。

全林野労働組合は9月11日から13日にかけて東京都内で開催した「第55回定期全国大会」において、国有林野事業の改革諸課題等の有利解決を目指し、

- (1) 憲法理念に基づく反戦・平和・民主主義を守り、特に有事関連4法案の廃案に向けて取り組む。
- (2) 行政改革、森林・林業・木材産業に係わる政策の確立と予算対策、国有林再建問題に取り組む。
- (3) 賃金引き上げをはじめとする労働条件等の改善に向けた2003年春季生活闘争に取り組む。
- (4) 森林・林業・木材産業に係わる政策の確立や、環境問題等に対する友誼団体との共闘・強化に取り組む。
- (5) 闘う組織体制の確立を図る。

- ア. 全組合員が一体の闘いを推進。
- イ. 青年・女性部、主婦会、林退協及びファミリーのあり方や森林労連及び全山労との共闘体制の強化について検討。
- ウ. 日林労との組織統一は、中央準備委員会における確認に基づき、15年11月の結成に向けて引き続き取り組む。
- エ. 民間林業労働者の組織化を進めるとともに、森林労連の体制整備等、新たな対策について検討。

等について、組織の総力で闘い抜くことを決議し、職場・地域で取り組んだ。

一方、日本林業労働組合は10月18日から19日にかけて東京都内で開催した「第44回年次全国大会」において、「森林の公益的機能重視と総合林政の推進」という基本政策に基づき、国有林野の適切な管理経営等を図るため、

- (1) 自由にして民主的な労働運動の推進。
 - ア. 組織の拡大・強化に向けて取り組む。
 - イ. 全林野との新組織結成に当たっては、①日林労を解散して「新組織」を結成する、②結成時期は2003年とする、③運動は「連合運動」を基本とするの3点を基本事項とし、平成15年夏以降に具体的協議。
 - ウ. 連合、全官公、友愛連絡会との連携強化。
- (2) ゆとり・豊かさの実現。
 - 賃金引き上げ、賃金体系改訂、諸手当の改善、福利厚生の実現、制度・政策要求の実現に向けて取り組む。
- (3) 新たな森林・林業・木材産業政策の推進。
 - ア. 総合林政を推進。
 - イ. 国有林野事業の抜本的改革の推進。
 - ウ. 業務運営の適正化。
- (4) 行財政改革と公務員制度改革への取組。
- (5) 平和を守る国民運動とみどりの外交の推進。
- (6) 政治改革と民主政治の伸張。

等について、全組合員が総行動を展開することを決議し取り組んだ。

こうした情勢の中、平成15年度末までが国有林野事業の抜本的改革の「集中改革期間」と位置付けられていることから、雇用問題及び労使関係等に十分配慮し

つつ、組織については簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行うとの方針に基づき、徹底した簡素・合理化を推進するとともに、要員についても「国有林野事業に係る職員数の適正化について（平成10年11月13日閣議決定）」に基づき、省庁間配置転換等に加え、特別給付金の支給等による定年前退職を促進し、その円滑な推進を図った。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

平成13年度末の森林国営保険の加入状況は表31のとおり、119万7千haで、民有人工林の15.1%に当たっているが、年齢別にみると、Ⅰ、Ⅱ年齢（林齢1年生～10年生）の幼齢林が30万8千haで、加入面積の26%を占めている。また、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でみても19%と低水準である。こうした中で、全森連は、平成13年4月から金融・保険業を巡る社会状況の変化等を踏まえ、経営の安定化の観点から全森連共済の新規契約の引受を停止することとなり、平成7年度より実施してきた森林国営保険と全森連共済を一体的に運営する「森林共済セット保険」についても新規引受を終了した。このことから平成13年度からは、火災、気象災及び噴火災を扱う森林保険としては森林国営保険のみとなった。平成14年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積480,300ha（前年度491,200ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表32のとおり保険料収入71億8,400万円、前年度繰越資金受入99億3,425万2千円、預託金利子収入を主体とする雑収入1億4,166万5千円で、合計172億5,991万7千円を予定した。これは前年度歳入予算額167億6,916万円に比べ4億9,075万7千円の増となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充て

表31 森林国営保険の年齢別加入状況（14年度末現在）

年齢	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ以上	合計
民有人工林面積（千ha）	239	321	498	694	6,186	7,938
加入面積（千ha）	100	187	88	105	996	1,476
加入率（%）	41.8	58.3	17.7	15.1	16.1	18.6

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表32 歳入歳出予算額

(単位：千円)			
項 目	13年度	14年度	
森 林 保 険 収 入	16,567,018	17,118,252	
保 険 料	8,549,600	7,184,000	
前年度繰越資金受入	8,017,418	9,934,252	
雑 収 入	202,142	141,665	
歳 入 合 計	16,769,160	17,259,917	
森 林 保 険 費	2,420,977	2,818,808	
賠償償還及払戻金	75,186	75,403	
保 険 金	2,345,791	2,743,405	
森 林 保 険 業 務 費	1,863,394	1,741,422	
予 備 費	1,400,000	1,400,000	
歳 出 合 計	5,684,371	5,960,230	

る支払保険金等が28億1,880万8千円、保険業務を運営するために必要な業務費17億4,142万2千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計59億6,023万円を予定した。

2 事業の実施計画

(1) 保 険 契 約

14年度の保険契約の実績は表33のとおり、保険金額では6,797億円となっており、対前年比で0.2%の増となっている。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから13年度中に期間満了となるものを差し引いた14年度末の契約保有高は、面積131万9千ha、保険金額1兆7,938億9,298万円となったが、これは前年に比べ、面積12万2千haの増、保険金額で4,289億5,890万円の増となっている。

表33 14年度保険契約実績

保険金額 (単位：百万円)			
年齢級	13年度	14年度	対前年
I	33,012	26,901	81.5%
II	12,282	11,383	92.7%
III	23,897	23,021	96.3%
IV	38,943	37,745	96.9%
V以上	570,000	580,658	101.9%
計	678,133	679,709	100.2%

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

(2) 損 害 て ん 補

14年度の災害別の保険金支払実績は、表34のとおりで6億2,737万円(面積1,257ha)である。

表34 14年度災害別損害てん補実績

災害別	面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火 災	184	129,455
風 害	46	32,112
水 害	76	53,664
雪 害	427	258,943
干 害	396	107,636
凍 害	129	44,763
潮 害	0	0
噴 火 災	1	802
計	1,257	627,373

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、森林保険特別会計法(昭和12年法律第26号)に基づき特別会計を設置し運営している。

14年度の収納済歳入額は167億4,788万円、当初予算に比べ5億1,202万円の減となった。一方、支出済歳出額は29億9,191万円で、歳入歳出の差し引きは137億5,597万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額124億9,286万円を控除するので、決算上は12億6,311万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。